

【売買契約書・合意書に関するご案内】

本補助金は、2019年10月1日から開始された消費税軽減税率制度の実施に伴い、軽減税率対応レジ（以下「レジ」）の導入又は改修に要する経費の一部を補助する制度です。

このため、2019年9月30日までにレジを導入又は改修し、同日までにレジ販売店への代金の支払が完了していない場合には、公募要領で記載された補助金の交付要件を満たさないため、補助金の交付対象となりません。

ただし、レジの導入又は改修、支払が2019年10月1日以降となる場合でも、2019年9月30日までにレジ売上の契約を締結し、同日までに契約を締結したことが確認できる書類を補助金事務局まで提出する場合には、例外的に補助対象と認めることとしています。

提出いただいた申請書類の中には、レジの代金の支払が2019年10月1日以降となっておりますが、その一方で2019年9月30日までにレジ売上の契約を締結したことがわかる書類が提出されていないため、補助金の交付ができない申請が散見されております。

2019年9月30日までにレジ売上の契約を締結したことが確認できる書類をお持ちであれば、補助金事務局の不備案内窓口より案内（郵送または電話）があり次第、速やかに提出くださいますようお願いいたします。

※契約の締結の書類が無いにも関わらず、遡って書類を作成することは認められません。（同意事項2項および8項に基づき、厳正に対応させていただきます。）

⚠️ ※契約の締結の書類が無いにも関わらず、遡って書類を作成することは認められません。（同意事項2項および8項に基づき、厳正な対応をさせていただきます。）

■補助対象契約期間中に契約を締結したことがわかる書類（売買契約書、システム導入契約書）

《レジ等の導入または支払いの完了日（※リースの場合はリース開始日またはリース契約日）が2019年10月1日以降の場合》

補助対象機器等の売買契約やシステムの導入・改修に係る契約を販売事業者と締結してください。

※リースによりレジ等を導入した場合は、申請者・共同申請者（指定リース事業者）・販売事業者の三者間で、レジ等の導入を行うことに同意した書類を提出してください。

《レジ等を購入した場合》

【売買契約書】



《項目内容》

- ・補助対象機器等の売買やシステムの導入・改修に係る契約意思を確認していること
- ・申請者（中小企業・小規模事業者）名/店名・押印
- ・レジ販売事業者名 押印
- ・対象となるレジ品名（型番）、台数、金額
- ・契約をした日

※中小企業・小規模事業者等の申し出により、支払いを完了する日が2019年9月30日以前である場合、提出は不要です。

《リースによりレジ等を導入する場合》

【三者間合意書】



《項目内容》

- ・リースを利用して、補助対象機器等やシステム導入等を行うことに合意している事
- ・申請者（中小企業・小規模事業者）名/店名・押印
- ・指定リース事業者名・押印
- ・レジ販売事業者名・押印
- ・合意書の締結日
- ・リース予定の物件名（レジの品名・台数・金額）

※中小企業・小規模事業者等の申し出により、リース契約日が2019年9月30日以前である場合、提出は不要です。



※契約書（合意書）の代わりに認められる例

- (1) 見積書（品目、台数、金額の記載あり）、注文書、注文請書の取り交わしがある場合
- (2) 注文書（品目、台数、金額の記載あり）、注文請書の取り交わしがある場合



※契約書（合意書）の代わりに認められない例

- (1) 注文書の発行のみの場合
- (2) 注文請書の発行のみの場合
- (3) 申請者等の押印がないもの
- (4) 申請者等の押印が担当者の個人印の場合

●契約を締結した書類については、[よくあるご質問](#)をご覧ください。

※契約書・合意書の項目内容について、ご不明な点がございましたら、事前にコールセンターまでご相談ください。